

# ミツヒロニュース



今年の税制改正大綱が発表されました。その中で注目されているのが、「特定親族特別控除」(仮称)の新設です。

アルバイトをする大学生年代の子供の年収が103万円を超えると63万円の扶養控除を受けることができず納税(最大約30万円)が発生していました。そのため12月にアルバイトを抑制するので、会社は一番の稼ぎ時に人手が足りないこともありました。今回の改正により、多くの大学生がより多くの収入を得ながら、親としても扶養控除の恩恵を受け続けることが可能となります。ぜひ活用してください。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

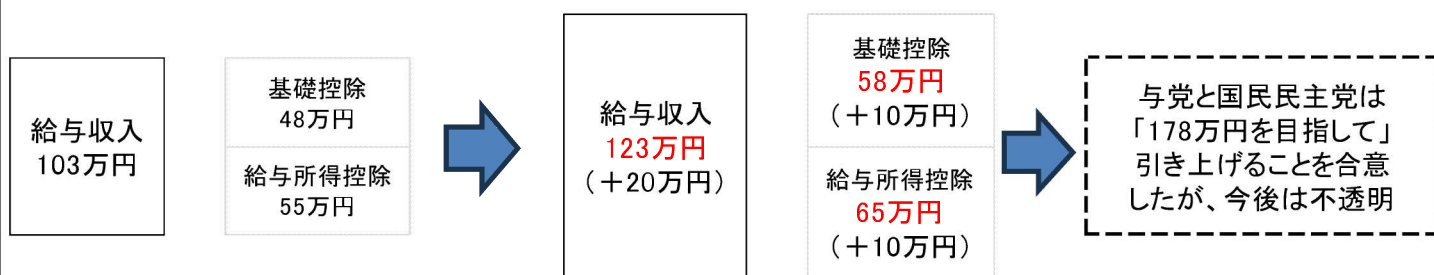
- ◇年収の壁、123万円はどう変わる!?
- ◇金融機関が嫌う勘定科目とは
- ◇新リース会計基準について
- ◇今月のおすすめセミナー「税制改正セミナー」
- ◇あしがき「2025年問題の年 到来！」



## 年収の壁、123万円はどう変わる!?

令和6年12月20日に発表された「令和7年度税制改正大綱」では、個人の働き方や家計に影響を与える「年収の壁」の見直しが大きな注目を集めています。この改正により、103万円の壁が123万円へと引き上げられ、新たに特定親族特別控除(仮称)が創設されました。

### 1. 基礎控除と給与所得控除の引き上げ



#### ①基礎控除(所得税のみ、住民税は改正なし)

本人の合計所得金額	現行	改正案
2,350万円以下	48万円	58万円
2,400万円以下		
2,450万円以下	32万円	
2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

(次頁へつづく)

②給与所得控除(所得税・住民税共通)

給与収入	現行	改正案
162.5万円以下	55万円	65万円
180万円以下	$A \times 40\% - 10$ 万円	
<b>190万円以下</b>	$A \times 30\% + 8$ 万円	
360万円以下		
660万円以下	$A \times 20\% + 44$ 万円	
850万円以下	$A \times 10\% + 110$ 万円	
850万円超	195万円	

- ① 基礎控除については合計所得金額 2,350 万円超の方は改正による影響なし、②給与所得控除については給与収入 190 万円超の方は改正による影響なしということです。

## 2. 特定親族特別控除（仮称）の創設

これまで多くの家庭や学生にとって、「年収の壁」が就労の選択や家計の負担に大きな影響を与えてきました。特に学生バイトでは、103 万円を超えると扶養控除が無くなることから、就労時間を制限せざるを得ないという問題が、長らく指摘されてきました。今案では、103 万円の壁が 123 万円へと引き上げられるだけでなく、新たな「特定親族特別控除（仮称）」が創設されることで子の給与収入が 150 万円に達するまでは、改正前と同じ 63 万円の控除を受けることができ、150 万円を超えても段階的な控除が受けられます。

控除の種類	親族の給与収入	現行	改正案
扶養控除	123万円(現行:103万円)以下	63万円(住民税45万円)	
特定親族特別控除(仮称)	123万円超150万円以下	0円	63万円(住民税45万円)
	155万円以下		61万円(住民税45万円)
	160万円以下		51万円(住民税45万円)
	165万円以下		41万円
	170万円以下		31万円
	175万円以下		21万円
	180万円以下		11万円
	185万円以下		6万円
	185万円超188万円以下		3万円

19 歳以上 23 歳未満の親族がいる場合には、

<親族の給与収入が 123 万円以下> ⇒従来の扶養控除で 63 万円控除

<親族の給与収入が 123 万円超> ⇒**特定親族扶養控除（仮称）**で **63 万円～3 万円**控除

※配偶者特別控除によく似た規定ですが、本人の所得要件(900 万円以下等)はありません。

※税制改正大綱は政府与党案です。国会での予算審議後、法律として成立し、施行される予定です。

# 金融機関が嫌う勘定科目とは

金融機関は決算書や試算表などで会社の数字を把握し、融資判断などを行います。その判断を行うための決算書の勘定科目が正しく使われていなかったり、粉飾をされていると正しい融資判断ができず、金融機関目線からすると付き合いたくない会社とわれてしまいかねません。今回、金融機関が嫌う勘定科目を知っていただき、金融機関から見て印象の良い決算書を意識していただければと思います。

## 【金融機関が嫌う勘定科目の一例】

### ◆貸付金(短期・長期)

まずは何といても貸付金(短期・長期)です。融資を行う金融機関にとって、貸したお金がどこに流れているかを常に確認しています。特に社長などへの貸付金があると、公私混同をしてお金にだらしない会社なのではないかと思われてしまうので注意が必要です。金融機関からもそうですが、信用保証協会からの目線も厳しく、融資審査のたびに信用保証協会から貸付金の内容やその返済状況などを追求されます。ただ、それを企業側に確認するのは金融機関の担当者ですので、金融機関担当者が一番と言っているほど嫌う勘定科目だと思います。

### ◆棚卸資産

中小企業が粉飾決算をする場合には棚卸資産を増減させて行われることが多いと言われていいますので、金融機関としては目を光らせている勘定科目です。金融機関は同じ業界の棚卸の平均と比較したり、棚卸資産回転期間の推移を確認したりして、粉飾が無いかをチェックしています。金融機関では、多すぎる在庫は不良在庫があると疑ってきますので、理由などがある場合は決算説明などでその点を説明しましょう。

### ◆現金・預金

現金の残高が大きく計上されていると、金融機関の目線からすると実際は無いのではないかと疑われます。企業の規模や業種などにもよりますが、そのラインは大体 100 万円前後かだと思いますので、企業は手持ちの現金は少なくするべきです。年々現金の残高が膨らんでいると、実際は社長への貸付金なのではないかなど良い印象を与えませんので注意が必要です。預金については各金融機関の残高証明書を決算書に添付することで、信用度もかなり高くなりますので、添付することをお勧めします。

### ◆その他

他には**仮払金**や**仮受金**、**立替金**などの勘定科目があげられます。これらは金融機関からするとどのような内容か不透明で怪しいと思われかねません。例えば社長に対する仮払金や立替金は実態として貸付金として処理されたり、赤字になってしまうから経費をこれらの勘定科目に振り替えているのではないかなど印象としてはあまり良くありません。

それ以外に、経費の勘定科目の**雑費**も注意が必要です。雑費が多額に計上されていると、何でもかんでも雑費で処理をされていて正しく会計処理がされていないのではないかと印象があまり良くありません。金融機関から見たときに雑費は不透明な経費だと思われやすいので、なるべく使わず適切な勘定科目を使いましょう。

## 【最後に】

金融機関は決算書を通して融資審査をしています、「融資審査は決算書 8 割」と一般的に言われるように融資審査において決算書はとても重要なものです。利益を出すことや財務体質を良くすることももちろん大事ですが、原理原則通りの会計処理や金融機関から見てわかりやすい決算書を意識することも重要です。融資をスムーズに受けるためにも実態通りに処理をして金融機関から見て信頼のおける決算書になるように経営されることをお勧めいたします。



# 新リース会計基準について

## ◆リース会計基準改正の公表

2024年9月13日、企業会計基準委員会が「リースに関する会計基準」の改正を公表しました。新基準は国際基準との整合性を図り、リース取引を財務諸表により正確に反映するためのものです。

## ◆新たなルールのポイント

今回の改正では、借手のすべてのリースを資産と負債に計上する「単一の会計処理モデル」を採用します。オペレーティング・リースを含むリース契約を「使用権資産」として資産計上し、リース料の支払い義務を「リース負債」として負債に計上することが求められます。これにより、リースの実態がより透明性を持って財務諸表に示されることとなります。

## ◆適用日と早期適用について

新基準の適用開始日は2027年4月1日以降に始まる連結会計年度および事業年度からとなります。ただし、2025年4月1日以降に始まる年度からの早期適用も認められています。

## ◆すべてのリースを財務諸表に計上

新基準では、従来貸借対照表に計上されていなかったオペレーティング・リースも含め、すべてのリースが計上対象になります。これにより、リース取引の内容が財務諸表により正確に反映され、企業の資産・負債状況が明確に示されます。経営判断の透明性が高まり、財務報告の信頼性が向上する点が新たなルールの特徴です。

## ◆財務指標への影響に注意

リース負債の計上により、自己資本比率や負債比率などの財務指標に変動が生じる可能性があります。特に中小企業では、信用評価や金融機関との取引条件に影響を及ぼすことが予想されます。そのため、早めにリース契約や資金計画を見直し、新基準適用の影響を把握することが必要です。

## ◆今後の対応策

適用日までに十分な準備期間はありませんが、早めの対応が求められます。まずは現在のリース契約を精査し、新基準に基づく会計処理の対象となるリースを特定しましょう。また、専門家と連携し、財務諸表への影響を最小限に抑える戦略を立てることも有効です。新基準への適切な対応は、企業の財務健全性を維持するために欠かせないものです。

参考文献： ■会計事務所経営支援塾 ■ゆりかご倶楽部

## 2月♡今月のお勧めセミナー

「令和7年度 税制改正セミナー」を  
2月19日(水) 14:00から開催します。

(当社グループ会社 (株)DEPS 主催)

昨年12月に与党税制改正大綱が発表されました。本セミナーでは、セミナー当日までに税制改正大綱で公表される令和7年度税制改正について解説いたします。

**あとかき** 和田です。5人に1人が後期高齢者になる2025年が到来しました。少子高齢化といわれて久しく、異次元の少子化対策など色々手を打とうとしているみたいですが、効果があるのかはなはだ疑問です。ここまで来てしまったら出産の都度、数百万円単位の給付(人数に応じて増加)を行い、結婚・子育て資金の一括贈与の制度を流用し、子育て以外に使えないようにしたり、ハンガリーみたいに子どもを4人産んだら、税金をゼロにするなどしないとダメなような気がします。財源なんか2の次で、将来に対する投資のつもりで、本当の意味での異次元の少子化対策を期待します。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは  
こちらから!

